

# 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

令和 5 年 7 月

**農林水産省**

# 目 次

第1	米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 .....	1
第2	米穀の需給の見通しに関する事項 .....	1
1	令和4/5年の需要実績 .....	1
	（1）需要実績の対象期間及び対象米穀	
	（2）算出方法	
	（3）全国の需要実績（速報値）	
2	全国の令和5/6年の需要見通し（推計値） .....	2
3	令和5/6年の需給見通し .....	4
	（1）供給量	
	（2）需要量	
	（3）令和6年6月末の民間在庫量	
第3	米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項.....	4
1	備蓄運営の基本的な考え方 .....	4
2	令和5/6年の備蓄運営 .....	5
第4	米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項 .....	6
1	令和4会計年度の輸入状況 .....	6
2	令和5会計年度の輸入方針 .....	6
	参考統計表 .....	7

## 第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、平成30年産以降は、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組めます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

## 第2 米穀の需給の見通しに関する事項

### 1 令和4/5年の需要実績

#### (1) 需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

#### (2) 算出方法

需要実績は、令和4年産主食用米等生産量、令和4年6月末民間在庫量及び令和5年6月末民間在庫量を基に算出します。

表1 令和4/5年の需要実績の算出方法

$$\text{需要実績} = \text{①} + \text{②} - \text{③}$$

① 令和4年産主食用米等生産量

② 令和4年6月末民間在庫量

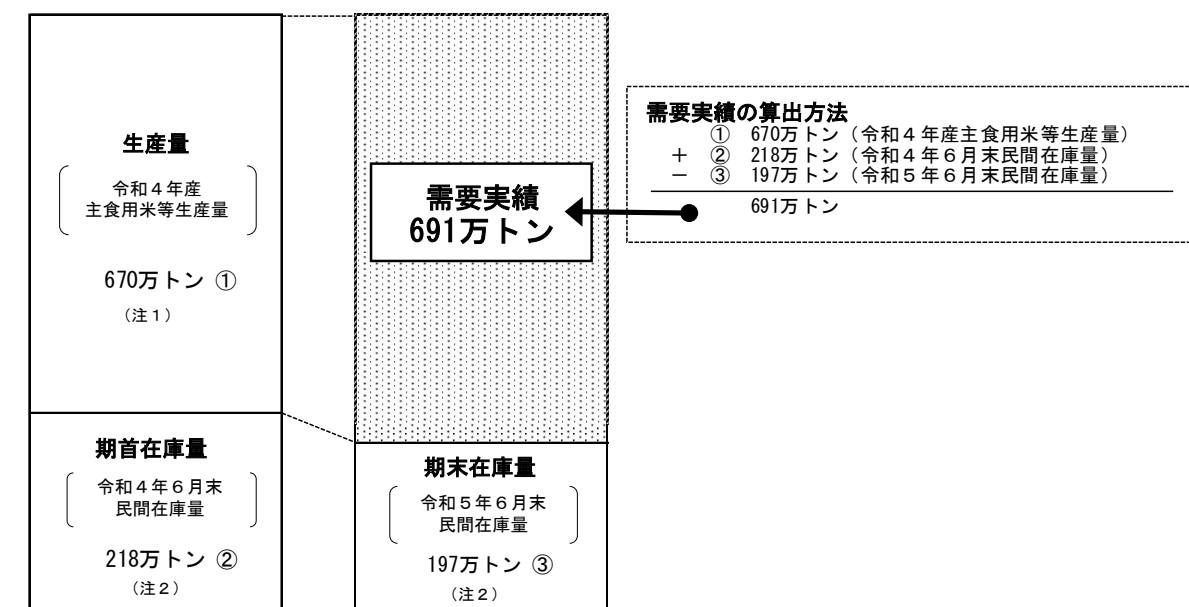
③ 令和5年6月末民間在庫量

### (3) 全国の需要実績（速報値）

前記方法により算出した令和4/5年（令和4年7月から令和5年6月までの1年間）の需要実績（速報値）は、図1のとおり691万トンとなります。

なお、令和4/5年の需要実績については、令和5年11月30日までに見直す米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。

図1 令和4/5年の需要実績（速報値）



注1：主食用米等生産量は、令和4年産水稻の収穫量(主食用)（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注2：6月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に10a以上の作付生産者の在庫量推計値を加えたものである。

注3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

## 2 全国の令和5/6年の需要見通し（推計値）

全国の需要見通しについては、我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、平成30年11月の基本指針において採用した、1人当たり消費量（推計値）に人口（推計値）を乗じる手法により、算出することとします。

具体的には、

- ① 平成8/9年から令和4/5年までの需要実績をそれぞれ当該年の人口で除し、各年の1人当たり消費量を算出
- ② ①で算出した値を用いたトレンド（回帰式）で、令和5/6年（令和5年7月から令和6年6月まで）の1人当たり消費量（推計値）を算出
- ③ ②で算出した値に令和5年の人口（推計値）を乗じて算出することとします。結果は図2及び表2のとおりとなります。

図2 令和5/6年の需要見通しの算出方法

① 平成8/9年から令和4/5年までの1人当たり消費量を算出

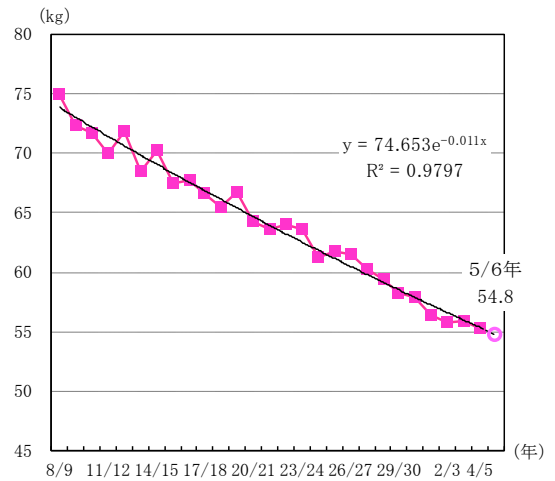
年	需要実績 ①	人口 ②	1人当たり消費量 ①/②
	万トン	千人	kg
8/9	943.8	125,859	75.0
9/10	912.9	126,157	72.4
10/11	907.3	126,472	71.7
11/12	885.9	126,667	69.9
12/13	911.5	126,926	71.8
13/14	872.1	127,316	68.5
14/15	894.7	127,486	70.2
15/16	861.6	127,694	67.5
16/17	865.4	127,787	67.7
17/18	851.7	127,768	66.7
18/19	837.5	127,901	65.5
19/20	854.5	128,033	66.7
20/21	823.6	128,084	64.3
21/22	814.1	128,032	63.6
22/23	820.0	128,057	64.0
23/24	813.3	127,834	63.6
24/25	781.1	127,593	61.2
25/26	786.6	127,414	61.7
26/27	782.5	127,237	61.5
27/28	766.2	127,095	60.3
28/29	754.0	127,042	59.4
29/30	739.6	126,919	58.3
30/元	734.6	126,749	58.0
元/2	714.4	126,555	56.4
2/3	704.0	126,146	55.8
3/4	701.5	125,502	55.9
4/5	691.1	124,947	55.3

注：人口は、総務省「人口推計」の各年10月1日現在の値である。

② 令和5/6年の1人当たり消費量(推計値)を算出

(単位:kg)

年	x	1人当たり消費量(y)
8/9	1	75.0
9/10	2	72.4
10/11	3	71.7
11/12	4	69.9
12/13	5	71.8
13/14	6	68.5
14/15	7	70.2
15/16	8	67.5
16/17	9	67.7
17/18	10	66.7
18/19	11	65.5
19/20	12	66.7
20/21	13	64.3
21/22	14	63.6
22/23	15	64.0
23/24	16	63.6
24/25	17	61.2
25/26	18	61.7
26/27	19	61.5
27/28	20	60.3
28/29	21	59.4
29/30	22	58.3
30/元	23	58.0
元/2	24	56.4
2/3	25	55.8
3/4	26	55.9
4/5	27	55.3
5/6	28	54.8



③ 令和5/6年の1人当たり消費量(推計値)に令和5年の人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

	5/6年
1人当たり消費量(推計値) ①	54.8kg
	5年
人口(推計値) ②	124,377千人
	5/6年
需要見通し ①×②	681.2万トン

注1：人口(推計値)は、「人口推計(総務省、令和5年3月公表)」の総人口(令和4年10月1日現在)に、「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、令和5年4月公表)」の令和4年10月1日から令和5年10月1日までの総人口(出生中位・死亡中位推計)の減少率を乗じて算出した値。

注2：図中の需要見通しは、1人当たり消費量(推計値)の実数に、人口(推計値)の実数を乗じて算出した値のため、図中の1人当たり消費量(推計値)(小数点第2位を四捨五入)に人口(推計値)(小数点第1位を四捨五入)を乗じて算出した値とは一致しない。

表2 令和5/6年の需要見通し(推計値)

令和5/6年	681万トン
--------	--------

### 3 令和5/6年の需給見通し

令和5/6年の需給見通しは、表3のとおりです。

#### (1) 供給量

- ① 令和5年6月末の民間在庫量（速報値）は、197万トンです。
- ② 令和5年産主食用米等の生産量は、令和5年3月の基本指針で設定した669万トンです（令和5年産主食用米等の生産量は、作柄等により上下します。）。
- ③ この結果、令和5/6年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、866万トンとなります。

#### (2) 需要量

令和5/6年の主食用米等の需要量の見通しは、2により算出した681万トンです。

#### (3) 令和6年6月末の民間在庫量

令和6年6月末の民間在庫量は、(1)の供給量及び(2)の需要量から算出して184万トンと見通されます。

表3 令和5/6年の主食用米等の需給見通し

			(単位: 万トン)	(令和2年産米のコロナ影響緩和特別対策(特別枠)を除いた場合の見通し)
令和5/6年	令和5年6月末民間在庫量	A	197	---▶ 194 <<3>>
	令和5年産主食用米等生産量	B	669	
	令和5/6年主食用米等供給量計	C = A + B	866	---▶ 863 <<3>>
	令和5/6年主食用米等需要量	D	681	
	令和6年6月末民間在庫量	E = C - D	184	---▶ 181 <<3>>

注1：令和5/6年主食用米等需要量は、過去のデータを用いてトレンドで算出した令和5/6年の1人当たり消費量（推計値）に、令和5年の人口（推計値）を乗じて算出した値であり、今後の価格動向等によっては、変動する可能性がある。

注2：欄外の記載は、コロナ影響緩和特別対策（特別枠）に取り組む令和2年産米を除いた場合の見通しであり、<< >>書きは特別枠に係る取組数量。

注3：上記の需給見通しのほか、第4の2のSBS方式による輸入予定数量を最大とした数量が主食用等として流通する見通し。

注4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

### 第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

#### 1 備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に

備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施する。  
また、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「CPTPP協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の1月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。
- ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売
- ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定  
としています。

他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

## 2 令和5/6年の備蓄運営

令和5年産米の備蓄米としての買入契約数量は20万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（6月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、12万トンから20万トンまでの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた令和5/6年の備蓄運営は、表4のとおりです。

表4 令和5/6年の備蓄運営

(単位：万トン)

令和5年6月末備蓄量	A	91
令和5年産米買入契約数量	B	20
令和5/6年非主食用販売量	C	12~20
令和6年6月末備蓄量	$D = A + B - C$	91~99

#### 第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

##### 1 令和4会計年度の輸入状況

令和4会計年度においては、令和4年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,480トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入1万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入については520トンを買付けました。

##### 2 令和5会計年度の輸入方針

令和5会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間6,720トンとします。



## 参考統計表

## 参考統計表目次

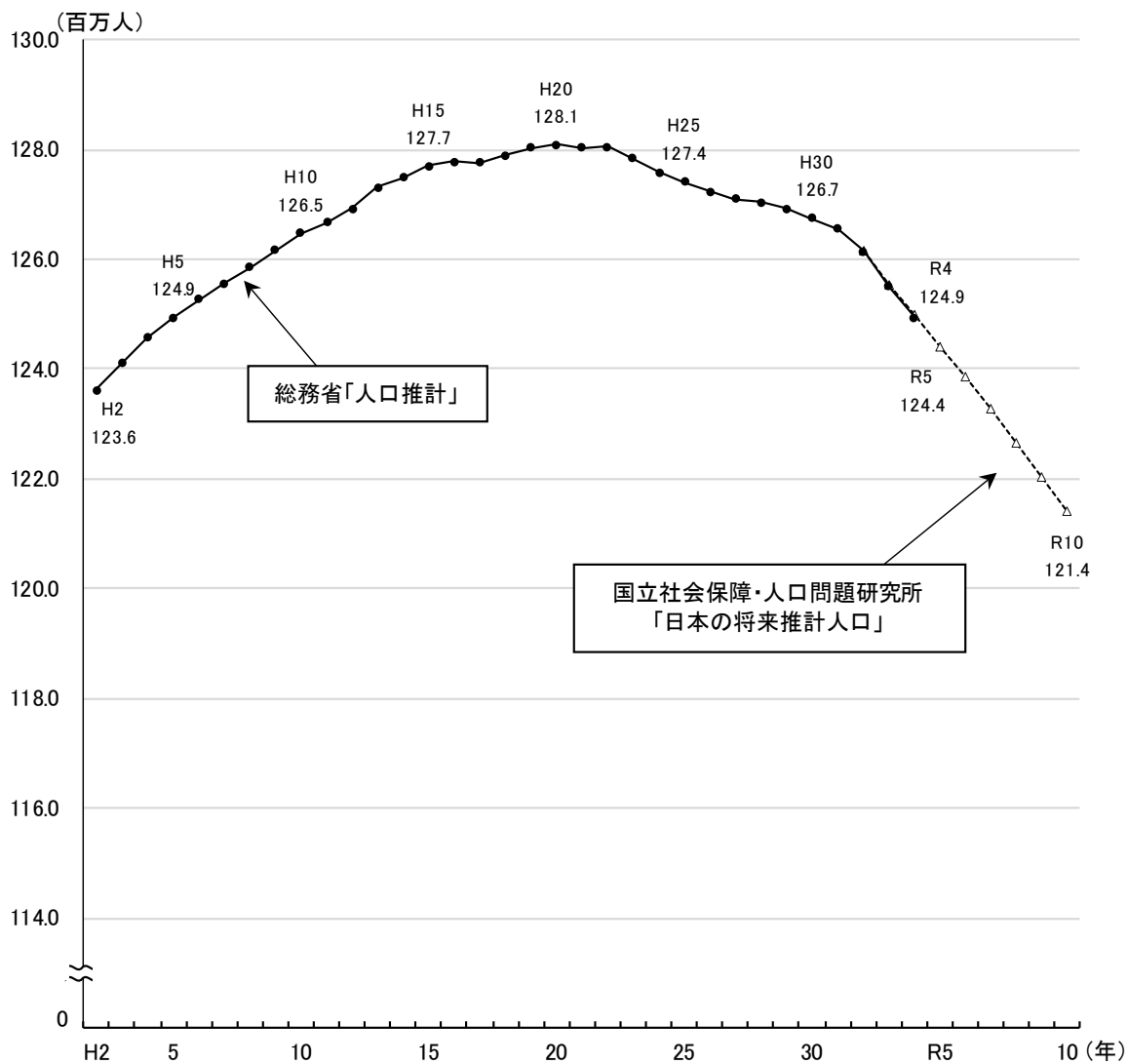
1	1世帯当たりの米の購入数量（二人以上の世帯） .....	7
2	我が国の人口の推移（各年10月1日現在） .....	8
3	民間流通における6月末在庫の推移 .....	9
4	政府備蓄米の6月末在庫の推移 .....	10
5	政府備蓄米の在庫の状況（令和5年6月末現在） .....	11
6	ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月から令和4年10月末まで）	12
7	平成25/26年から令和4/5年までの需要実績 .....	13

1 1世帯当たりの米の購入数量（二人以上の世帯）

年	月	購入数量(kg)	対前年同月比(%)
2020 (令和2)	1	3.52	90.0
	2	4.60	100.9
	3	5.54	116.9
	4	5.44	108.2
	5	5.11	108.5
	6	4.94	102.1
	7	4.90	107.9
	8	5.06	110.2
	9	7.04	109.7
	10	7.71	94.5
	11	5.25	96.9
	12	5.48	102.4
2021 (令和3)	1	3.92	111.4
	2	4.12	89.6
	3	4.99	90.1
	4	4.81	88.4
	5	4.88	95.5
	6	4.73	95.7
	7	4.32	88.2
	8	5.09	100.6
	9	6.26	88.9
	10	7.42	96.2
	11	5.12	97.5
	12	5.22	95.3
2022 (令和4)	1	3.95	100.8
	2	4.14	100.5
	3	4.65	93.2
	4	4.54	94.4
	5	4.38	89.8
	6	4.28	90.5
	7	4.35	100.7
	8	4.35	85.5
	9	6.03	96.3
	10	7.24	97.6
	11	4.59	89.6
	12	4.85	92.9
2023 (令和5)	1	3.72	94.2
	2	4.06	98.1
	3	4.25	91.4
	4	4.51	99.3
	5	4.45	101.6

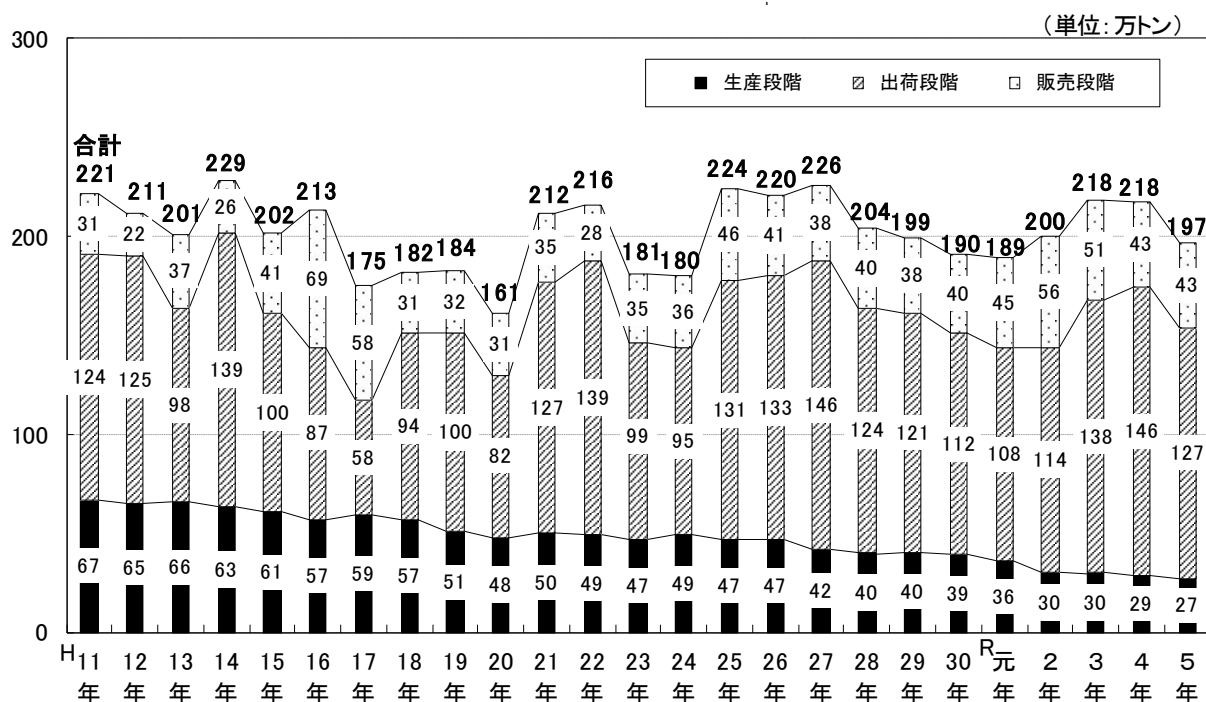
資料：総務省 家計調査

## 2 我が国の人口の推移（各年10月1日現在）



注：将来推計人口は、出生中位・死亡中位推計の値である。

### 3 民間流通における6月末在庫の推移



資料：農林水産省調べ

注1：うるち玄米及びもち玄米の値である。

2：各年の民間在庫量において、

① 平成16年以降については、年間玄米取扱数量500トン以上の業者(販売・出荷段階)の数量である。

② 平成15年については、

- ・販売段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の旧登録卸売業者と1,000トン以上の旧登録小売業者の数量である。
- ・出荷段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の業者の数量である。

③ 平成14年以前については推計値であり、

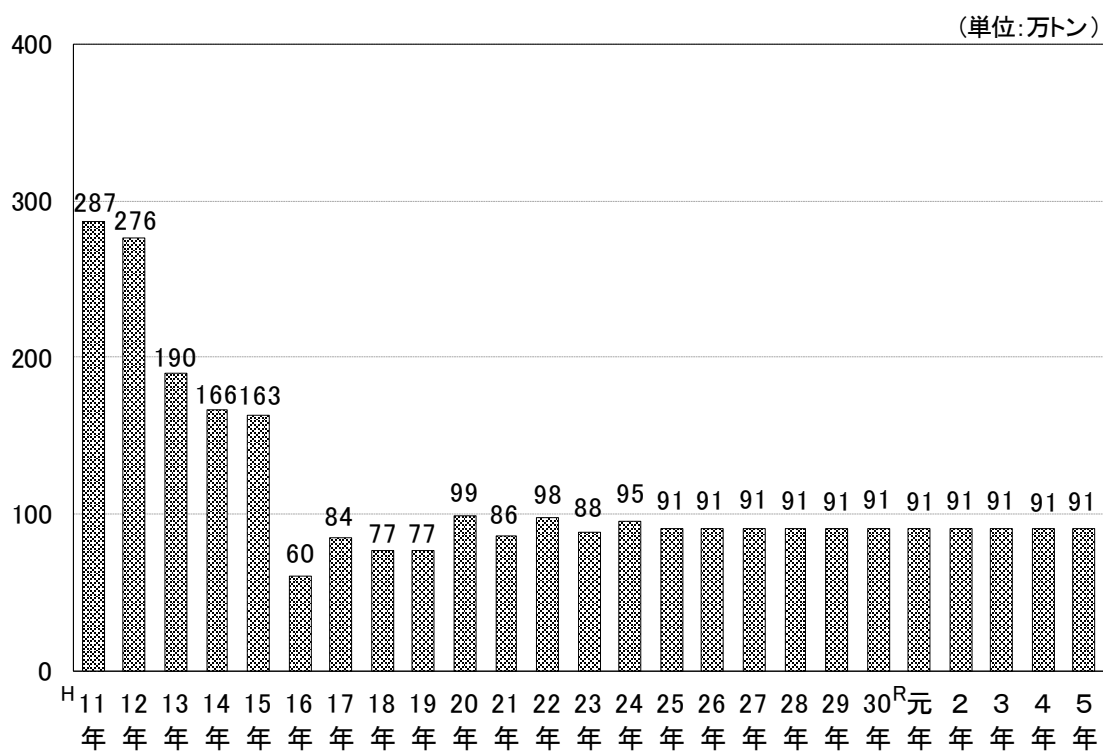
- ・販売段階の在庫量は、卸在庫量に小売在庫量(推計)を加えた数量である。
- ・出荷段階の在庫量は、系統在庫量に非系統在庫量(推計)を加えた数量である。

④ 生産段階の在庫量は、平成11年～平成21年は「生産者の米穀現在高等調査」を基に算出した在庫量から精米在庫量(推計)を控除した玄米在庫量であり、平成22年～平成30年は「生産者の米穀在庫等調査」を基に算出した在庫量である。令和元年は、「生産者の米穀在庫等調査」の見直しに伴い、過去のデータを用いたトレンドで算出した数量である。令和2年～令和4年は「生産者の米穀在庫等調査」の対前年増減率等を基に算出した在庫量である。令和5年については、「生産者の米穀在庫等調査」の見直しに伴い、「利用上の注意」として、本調査を時系列比較する際は、変更点に留意する必要がある旨が記載されていることを踏まえ、過去のデータを用いたトレンドで算出した数量である。

3：平成26年の出荷段階の在庫量は、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構の買入数量35万トンを含んでいない。

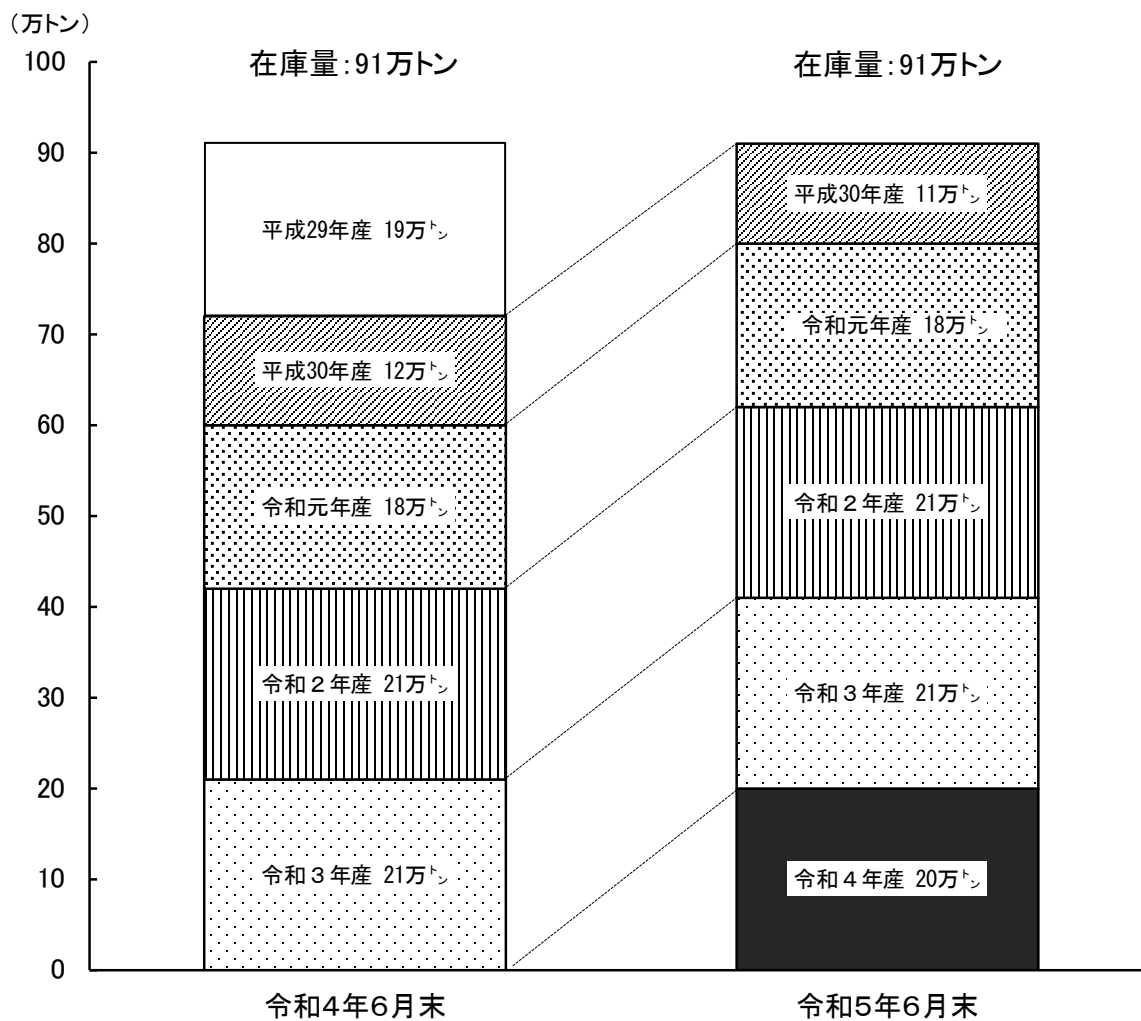
4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

#### 4 政府備蓄米の6月末在庫の推移



注：国産うるち玄米の数量である。

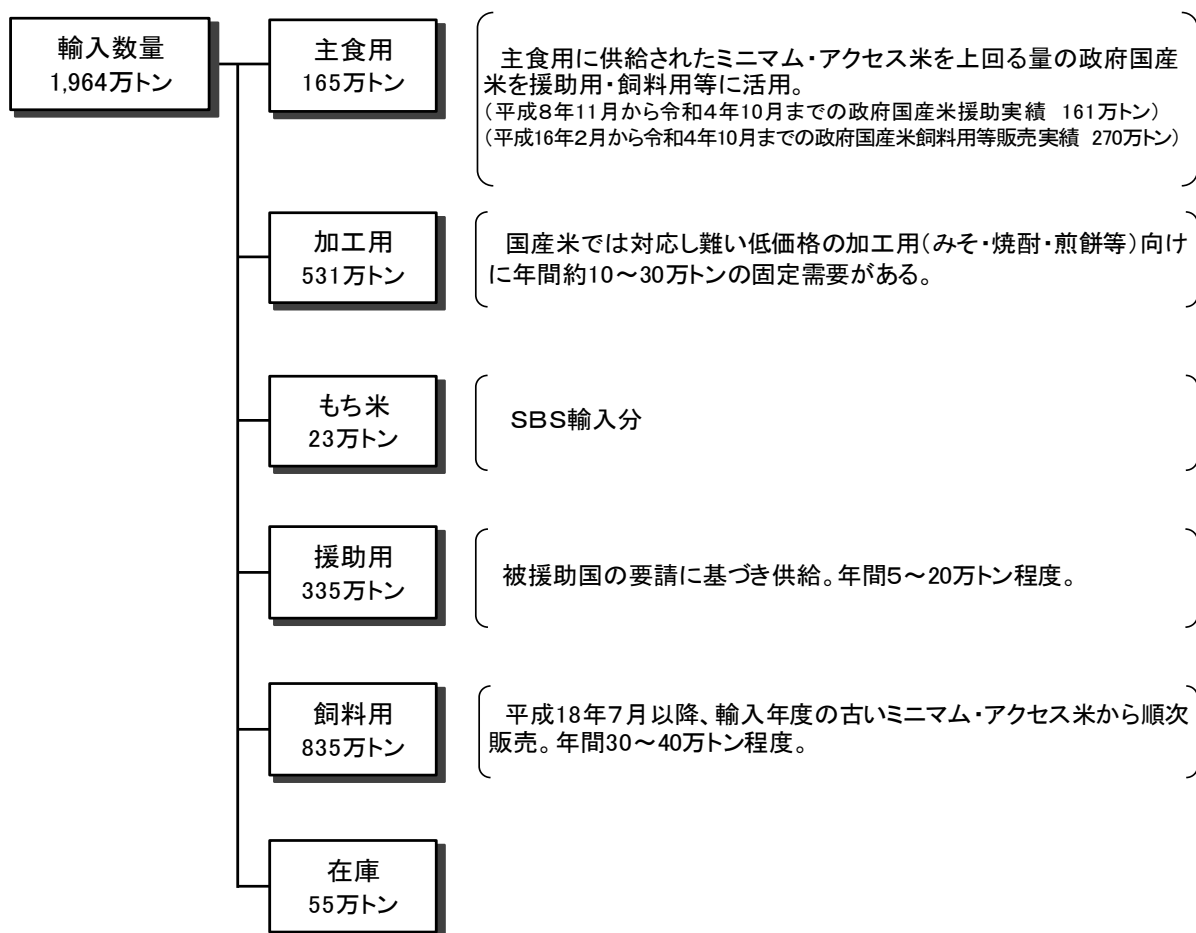
## 5 政府備蓄米の在庫の状況（令和5年6月末現在）



注1：国産うるち玄米の数量である。

注2：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

## 6 ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月から令和4年10月 末まで）



資料：農林水産省調べ

注1：輸入数量は、令和4年10月末時点での政府買入実績である。

2：上記販売用途のほか、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。

3：在庫55万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。







○令和3/4年（令和3年7月から令和4年6月まで）

○令和4/5年（令和4年7月から令和5年6月まで）  
（速報値）

（単位：トン）

	3年6月末在庫 ①	3/4年供給量 ②	4年6月末在庫 ③	全体需要量 ④=①+②-③
全 国	2,184,000	7,007,000	2,176,000	<b>7,015,000</b>
北海道	241,831	531,123	238,910	<b>534,044</b>
青 森	109,140	210,291	85,430	<b>234,001</b>
岩 手	110,000	256,148	112,463	<b>253,685</b>
宮 城	153,268	333,566	141,652	<b>345,182</b>
秋 田	141,724	423,474	147,582	<b>417,616</b>
山 形	120,784	344,919	117,937	<b>347,766</b>
福 島	132,227	302,928	111,408	<b>323,746</b>
茨 城	78,416	333,745	79,289	<b>332,872</b>
栃 木	127,105	277,763	129,577	<b>275,292</b>
群 馬	20,117	63,950	19,885	<b>64,182</b>
埼 玉	28,135	146,433	26,126	<b>148,443</b>
千 葉	61,603	263,712	44,710	<b>280,605</b>
東 京	58	486	56	<b>489</b>
神奈川	1,966	14,400	2,059	<b>14,308</b>
新 潟	150,387	536,604	133,258	<b>553,734</b>
富 山	52,932	177,733	45,520	<b>185,145</b>
石 川	34,610	112,870	34,796	<b>112,684</b>
福 井	31,522	115,933	30,325	<b>117,131</b>
山 梨	5,047	25,339	4,796	<b>25,590</b>
長 野	53,175	183,798	51,046	<b>185,928</b>
岐 阜	23,078	99,283	26,560	<b>95,801</b>
静 岡	10,073	76,637	11,097	<b>75,613</b>
愛 知	25,919	127,519	26,943	<b>126,495</b>
三 重	19,863	128,483	21,519	<b>126,827</b>
滋 賀	34,827	150,171	35,235	<b>149,763</b>
京 都	13,700	68,583	10,771	<b>71,513</b>
大 阪	4,169	22,574	4,401	<b>22,342</b>
兵 庫	35,251	171,247	34,379	<b>172,118</b>
奈 良	8,843	42,965	10,532	<b>41,276</b>
和 歌 山	1,951	30,296	2,274	<b>29,973</b>
鳥 取	22,381	63,053	24,232	<b>61,202</b>
島 根	17,720	85,722	19,815	<b>83,627</b>
岡 山	38,547	146,871	35,768	<b>149,650</b>
広 島	25,578	113,415	30,080	<b>108,913</b>
山 口	14,067	87,991	25,204	<b>76,864</b>
徳 島	7,878	46,377	7,103	<b>47,152</b>
香 川	12,722	56,378	14,012	<b>55,088</b>
愛 媛	9,015	67,086	11,434	<b>64,667</b>
高 知	6,371	49,169	7,432	<b>48,108</b>
福 岡	29,867	160,707	48,120	<b>142,454</b>
佐 賀	29,017	116,291	43,101	<b>102,207</b>
長 崎	7,463	50,700	10,887	<b>47,276</b>
熊 本	36,144	150,227	41,469	<b>144,902</b>
大 分	12,726	94,671	18,638	<b>86,759</b>
宮 崎	10,204	66,926	15,075	<b>62,055</b>
鹿 児 島	19,172	82,077	22,920	<b>78,329</b>
沖 縄	515	2,034	539	<b>2,010</b>

（単位：トン）

	4年6月末在庫 ①	4/5年供給量 ②	5年6月末在庫 ③	全体需要量 ④=①+②-③
全 国	2,176,000	6,701,000	1,966,000	<b>6,911,000</b>
北海道	238,910	492,410	197,654	<b>533,666</b>
青 森	85,430	199,761	82,685	<b>202,506</b>
岩 手	112,463	234,467	93,898	<b>253,032</b>
宮 城	141,652	306,422	116,809	<b>331,266</b>
秋 田	147,582	382,107	110,100	<b>419,589</b>
山 形	117,937	312,873	108,936	<b>321,874</b>
福 島	111,408	285,160	103,534	<b>293,034</b>
茨 城	79,289	310,169	78,394	<b>311,064</b>
栃 木	129,577	245,152	100,335	<b>274,394</b>
群 馬	19,885	62,675	22,885	<b>59,675</b>
埼 玉	26,126	136,502	26,131	<b>136,498</b>
千 葉	44,710	246,804	36,735	<b>255,139</b>
東 京	56	484	54	<b>486</b>
神奈川	2,059	14,400	2,061	<b>14,398</b>
新 潟	133,258	543,588	140,420	<b>536,426</b>
富 山	45,520	174,572	48,892	<b>171,200</b>
石 川	34,796	110,303	33,549	<b>111,550</b>
福 井	30,325	111,216	25,296	<b>116,245</b>
山 梨	4,796	24,992	5,096	<b>24,693</b>
長 野	51,046	180,898	49,594	<b>182,349</b>
岐 阜	26,560	97,670	29,285	<b>94,945</b>
静 岡	11,097	75,936	11,211	<b>75,822</b>
愛 知	26,943	127,909	26,232	<b>128,620</b>
三 重	21,519	129,195	17,587	<b>133,126</b>
滋 賀	35,235	145,507	32,065	<b>148,677</b>
京 都	10,771	68,937	10,747	<b>68,961</b>
大 阪	4,401	22,774	4,487	<b>22,689</b>
兵 庫	34,379	172,343	34,019	<b>172,703</b>
奈 良	10,532	43,608	11,697	<b>42,443</b>
和 歌 山	2,274	30,996	2,933	<b>30,337</b>
鳥 取	24,232	61,580	18,229	<b>67,583</b>
島 根	19,815	83,388	19,104	<b>84,100</b>
岡 山	35,768	143,145	34,761	<b>144,151</b>
広 島	30,080	111,783	27,740	<b>114,123</b>
山 口	25,204	87,309	27,533	<b>84,979</b>
徳 島	7,103	46,077	5,956	<b>47,224</b>
香 川	14,012	55,211	11,238	<b>57,985</b>
愛 媛	11,434	68,406	13,966	<b>65,874</b>
高 知	7,432	49,183	7,064	<b>49,551</b>
福 岡	48,120	160,956	44,526	<b>164,550</b>
佐 賀	43,101	114,631	41,133	<b>116,599</b>
長 崎	10,887	48,828	8,651	<b>51,064</b>
熊 本	41,469	150,881	34,778	<b>157,672</b>
大 分	18,638	92,470	16,808	<b>94,299</b>
宮 崎	15,075	65,220	11,129	<b>69,165</b>
鹿 児 島	22,920	79,147	23,523	<b>78,544</b>
沖 縄	539	1,825	505	<b>1,858</b>

注1：平成25/26年の26年6月末在庫には、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構の買入数量35万トンが含まれている。

2：令和元/2年の都道府県別の需要量に、台風等被害分4.5千トンは含まれていない。

3：全国欄は、産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、都道府県の合計と一致しない。

4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。